

# 令和 8 年度延岡 IT カレッジ事業業務委託仕様書

## 1：委託業務名

令和 8 年度延岡 IT カレッジ事業（※以下、「本事業」という。）

## 2：業務の目的

生成 AI をはじめとしたデジタル技術が急速に進展する中、デジタル技術を活用できる人材の重要性が、これまで以上に高まっている。本市においても、少子高齢化や若年層の市外流出に伴う人材不足が深刻化しており、市内事業者の DX 推進や業務効率化を担うデジタル人材の育成・確保が喫緊の課題となっている。

特に近年は、資料作成、情報整理、分析、情報発信等の事務業務のみならず、プログラム構築等の専門的な IT 分野においても生成 AI の活用が急速に進展しており、業務改革や新たなサービス・価値の創出に大きな可能性をもたらしている。一方で、こうした変化に市内事業者が対応できなければ、生産性や競争力の面で地域間格差が生じることも懸念されることから、生成 AI をはじめとしたデジタル技術の活用を前提とした人材育成及びデジタル化の推進が重要となっている。

また、生成 AI は、従来から求められてきた IT スキルを補完し得る存在となりつつあり、デジタル技術に関する専門知識がなくても、高度な情報収集、分析、文書作成、企画立案等に取り組むことが可能な環境が整いつつある。

その一方で、生成 AI は決して万能ではなく、その効果を十分に発揮するためには、利用者自身が課題を正しく認識し、目的を設定し、適切な問いを立て、出力結果を検証・評価する能力を備えていることが不可欠である。

このため、本市においては、市内事業者の経営者や従業員、市内事業者等に就職を希望する者を対象に、生成 AI をはじめとした実践的なデジタルスキルの習得機会を提供する。単なる IT スキルや AI 操作技術の習得にとどまらず、課題発見力、問題構造化能力、仮説構築力、発問力（プロンプト設計力）、情報評価力及び解決策構築力の育成を図り、生成 AI 等のデジタル技術を活用しながら実際の課題解決を実践できる人材の育成を目指し、事業者の事業活動の継続性の確保や生産性の維持・向上を図る観点から、業務の効率化・省力化に資するデジタル化の推進と、それを担う人材の育成・確保を一体的に進める。

さらに、中長期的な観点からデジタル人材の育成を図るため、市内の高校・大学等に在籍する学生や市内在住の学生を対象に、生成 AI 時代に対応しうるデジタル技術等に関する基礎的な知識の習得を支援するとともに、市内事業者等におけるデジタル技術活用や働く現場への理解を深める機会を創出する。

これにより、本事業を単なるデジタル人材育成にとどまらず、地域産業を支える人材育成及びキャリア教育にも資する取組として展開し、市内事業者における DX 推進や生産性向上、新たな価値創出を支援するとともに、求職者及び将来の地域産業を担う学生が、加速的に変化するデジタル社会に適応し続けるための基礎力及び実践力を身につけることで、将来にわたる安定的なデジタル人材の育成・確保につなげることを目的として、「延岡 IT カレッジ事業」を実施する。

## 3：業務の内容

- ① 本事業の目的達成に向け、プログラムの企画・運営、受講生募集、広報、問い合わせ対応等、研修実施に係る一連の業務を行うこと。
- ② 研修は、対象者を「事業者コース」・「求職者コース」・「学生コース」の 3 つのカテゴリーに分け、実践を交えた内容を含むプログラム構成とし、デジタル意識の向上を図ること。特に、生成 AI を活用した業務効率化、情報発信、企画立案、データ整理等の実践的活用を重視したプログラム構成とすること。
- ③ IPA 及び経済産業省が策定している「デジタルスキル標準 Ver.2.0」の共通スキルリスト「ビジネス変革」「データ整備・活用」「テクノロジー」「セキュリティ」「パーソナルスキル」の視点を盛り込んだプログラムを構成すること。あ

わせて、生成 AI の適切な利活用に必要なりテラシー、プロンプト設計、情報倫理及びセキュリティに関する内容を含めること。

- ④ 各カテゴリともに、「宮崎県デジタル人財育成コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」との連携について、プログラムに組み入れること。
- ⑤ 受託者は、研修開始及び終了時に市主催で開催する「延岡 IT カレッジ事業全体の開講式及び修了式」に、現地にて参加をすること。
- ⑥ 研修成果を発表する機会を設け、可能な限り 3 つのカテゴリ合同の開催を検討し、加えて発表の様子を動画として記録すること。
- ⑦ 各カテゴリ修了生については、市がオープンバッジを授与するため、取得条件を事前に設定すること。
- ⑧ 受講生に対して、随時ヒアリングやアンケート等による調査を実施し、その集計・分析及び効果検証を行うこと。
- ⑨ 研修プログラムの提案にあたっては、研修の開催回数や 1 回毎の研修内容・時間・開催形態（対面・オンライン）など、具体的に明記すること。
- ⑩ 受講生募集においては、本研修を受講することで、「何が学べる」、「何が出来るようになる」、「自社でどう活用できる」など、目的・到達点をしっかりと伝える等、手法の工夫を検討すること。特に、生成 AI を活用することで実現可能となる業務改善や新たな価値創出について、具体例を用いて訴求すること。
- ⑪ 業務の目的をより効果的に達成するため、業務内容の追加提案を可能とする。ただし、追加提案のあった業務については、受託事業者決定後、双方の協議により、その内容を決定するものとする。
- ⑫ 会場使用料（「事業者コース」「学生コース」については、市の施設を会場として利用できるため、会場使用料は不要とする。）や講師謝礼、PC 機器等の設備費、開講式・修了式参加諸経費、コンソーシアムとの連携に係る出張費・コンテンツ使用料、さらには、生成 AI 等のクラウドサービスを活用する場合に必要なライセンス料及びアカウント利用料、オンライン実施経費等、研修の企画・運営に係る全ての経費について、委託金額に含むものとする。なお、生成 AI サービスについては、セキュリティや実務性を重視し、法人利用又は商用利用が可能なプランの活用を努めること。

## I. 研修概要

以下のとおり、カテゴリ毎のプログラムを構築し、研修を開催すること

### (1) 「事業者コース」研修

#### ◇ 到達点

自社の業務課題を分析し、適切な課題設定及び目標設定を行った上で、生成 AI 及びデジタル技術を活用した改善施策を立案し、自社内で実践・展開できる能力を有する人材となること。さらに、社外の専門家や IT 事業者等との協働に必要な基礎知識及びコミュニケーション能力を有する人材となること。

ア) 市内事業者の経営者や従業員等を対象に、デジタル技術の基礎知識やデジタル化推進に必要な知識を習得できるプログラムを構築すること。特に、生成 AI を活用した文書作成、データ整理、情報発信、企画立案等、実業務への活用を前提とした実践型プログラムを含めること。

イ) 研修開始前に、受託者が事業者訪問等を実施し、受講生、経営層及び DX 推進担当者等に対して、現状課題や導入ニーズ等のヒアリングを行う。あわせて、研修で使用するルーブリック（評価基準法）による評価方法及び自己評価シートの活用方法について説明をすること。研修プログラムの内容については、受講事業者へのヒアリングを踏まえ、課題や DX ニーズを把握し、支援方針を整理したうえで、適切なフレームワーク及び支援リソースとのマッチングを行うこと。

ウ) 受講者に有効な生成 AI の活用方法や DX 成功事例、最新のマネジメント手法を取り入れ、グループワ

ーク等を通じて、受講者間の意見交換、自社課題への落とし込み及び成果発表ができる構成とすることが望ましい。

- エ) 必須科目修了後の選択科目や個別指導を導入するなど、受講者ニーズに応じた柔軟なプログラム構成に努めること。
- オ) ルーブリック（評価基準表）及び自己評価シートを作成し活用することをもって、受講生ごとの目標設定及び到達度の見える化を図る。また、受講前後にルーブリック評価を実施し、スキル習得状況や変化を可視化するとともに、必要に応じて事業所内で共有できるよう整理すること。
- カ) 生成 AI を中核テーマとして位置づけ、生成 AI 等の最新技術動向を踏まえた内容に加え、業務課題把握やサービスデザイン、ロジカルシンキング等、DX 推進に必要な基盤スキルを習得できるプログラム構成に努めること。また、生成 AI を活用した業務改善提案をすることとし、演習テーマは、自社業務における実際の課題を踏まえ設定し、AI 活用テーマ選定・現状分析・課題整理・改善案立案・試行評価を実施すること。さらに、生成 AI を活用した改善提案書を成果物として作成・提出すること。
- キ) 「事業者コース」と「求職者コース」の受講生が、「事業者コース」受講生が所属する事業者の課題解決に係るシステム開発や課題演習等の一部の講座を合同で受講できるようプログラムを構成すること。
- ク) 講座とは別に、受講者が所属する事業者における、今後の生成 AI 活用や DX・デジタル化推進に役立つ知見やノウハウを習得することを目的に、九州管内先進企業の視察を実施すること。移動手段は、市所有のマイクロバスを使用することができるものとし、その交通費は、市が負担することとする。それ以外の経費は、全て委託経費に含むものとする。
- ケ) コンソーシアムと連携し、生成 AI 等の最新技術動向や県内先進事例に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて専門人材による講義、助言又は交流機会を設けるよう努めること。
- コ) 研修期間中、実際に受講者が、自社の DX・デジタル化の推進に活用可能な補助金等の公的支援制度を知る機会を設けるよう努めること。
- サ) 研修終了後、受講前後のルーブリック評価結果や自己評価シート、成果物等を活用し、研修成果の見える化を図ったうえで、受講者と共に、経営層及び DX 推進担当者等に対して成果報告を行うこと。加えて、受講者による社内展開や実装に向けた方向性整理を支援するとともに、必要に応じてワーキング形式等により、事業所内への共有・展開を支援すること。

## (2) 「求職者コース」研修

### ◇ 到達点

デジタル人材として必要な基礎知識を習得するとともに、生成 AI を活用した効率的・効果的なデジタル技術の展開方法、デジタルツールを活用した業務効率化、情報発信、課題解決等の業務遂行能力を身につけ、市内事業者において即戦力として活躍できるスキルを獲得している。

- ア) 市内事業者等への就職を希望する求職者等に対して、生成 AI をはじめとしたデジタル技術に関する一定のスキルを身につけ、市内事業者等への就業につながるようなプログラムを構築し、研修を開催すること。特に、生成 AI を活用した資料作成、情報整理、データ分析、情報発信等、実務を意識した内容を含めること。
- イ) 研修プログラムを構築するにあたっては、デジタル人材を求める市内事業者等に対してヒアリングを実施する等し、求められているスキルやデジタル人材像、さらに、生成 AI 活用に関する事業者ニーズや、業務上求められるデジタルリテラシー等について把握すること。
- ウ) 研修はじめに、受講者にヒアリングを行い、希望する業種や希望する業種に必要なスキルセットを明確化する。加えて、ルーブリック（評価基準表）及び自己評価シートを作成し、受講者に対して評価方法や活

用方法について説明をし、受講生ごとの学習目標・到達点達成度の見える化を図ること。また、受講前後におけるスキル変化や成果物を活用し、学習成果の可視化に努めること。

- イ) 生成 AI をはじめとした最新の技術動向を踏まえたプログラム及び明確な課題掌握に向けて必要となる「論理的思考力（ロジカルシンキング）」育成に関するプログラムを組み入れること。また、生成 AI を適切に活用するためのプロンプト設計、情報倫理、著作権、情報セキュリティ等に関する内容を含めること。
- オ) 就職活動への活用を見据えた、受講生ごとの「ポートフォリオ」作成プログラムを組み入れること。なお、ポートフォリオについては、AI 活用事例、データ活用事例、課題解決事例等を含めること。
- カ) 申込受付後から研修開始前までの期間において、受講者に対し IT リテラシーに関する簡易チェックを実施し、基礎水準の把握に努めること。

基礎水準に満たない受講者に対しては、コンソーシアムが有するコンテンツ等を活用し、DX 入門、生成 AI 入門、プログラミング基礎等の事前学習機会を提供すること。

事前学習については、研修開始前までの修了を目安とし、受講者の進捗状況の把握及び必要な支援に努めること。事前学習期間中において、オンライン等による相談対応を実施すること。

事前学習修了後に、再度 IT リテラシー簡易チェックを実施し、基礎水準への到達状況を確認することとし、研修開始後においても、基礎水準に満たない受講者に対しては、フリースクール形式等による補習機会の積極的活用を促すとともに、必要に応じて個別フォローを実施すること。

- キ) 「事業者コース」の課題演習の一部に参加するプログラムを構成すること。特に、生成 AI を活用した業務改善提案や情報発信支援等、実際の事業者課題を題材とした実践的演習を取り入れること。なお、「事業者コース」と連携したシステム開発を実施する場合、事業者における当該システムの試用評価結果がフィードバックできる期間を考慮した全体スケジュールを設定すること。
- ク) 生成 AI の活用方法や DX・デジタル化の成功事例の紹介及び最新のマネジメント手法等をカリキュラムに組み入れ、グループワーク等により、受講者間での意見交換やブラッシュアップが行われ、成果の発表ができることが望ましい。その際は、生成 AI を活用した地域課題解決や業務改善事例等についても紹介すること。
- ケ) コンソーシアムと連携し、生成 AI 等の最新技術動向や県内先進事例に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて専門人材による講義、助言又は交流機会を設けるよう努めること。
- コ) 受講生の就職支援として、就職に関する相談機関と連携することや、就職説明会等を活用すること、さらには、市内業者等への個別訪問を通して、修了予定者の採用に向けた活動、適宜市内事業者等の求人情報を提供するなど、市内事業者等への就職支援に努めること。また、受講生が作成したポートフォリオや成果物等を活用し、市内事業者等とのマッチング機会の創出に努めること。

### (3) 「学生コース」研修

#### ◇ 到達点

将来的なデジタル社会の進展を見据え、生成 AI 時代に対応しうるデジタル技術等に関する基礎知識や、情報リテラシー、AI リテラシー、データ活用力、問題解決力の基礎力を習得するとともに、変化する技術や社会環境に対応しながら、自ら学び続ける取組姿勢を身につけている。

- ア) 市内高校に在学する、または、市内在住の高校生・大学生等の学生を対象とする。
- イ) 研修プログラムの内容については、原則対面開催とし、AI やデータ解析など DX を実現する上で必要な基礎的な知識や IT スキルを習得するための講座を実施することとし、受講生が高校生を含むものであることを考慮し、プログラム構成に関しては、高度なプログラミング技術習得を主目的とすることなく、AI 活用やデータ活用、地域課題分析や情報倫理、情報発信力やプレゼンテーション力の習得を重視することとし、さらに、

高校教育での履修科目である「情報Ⅰ」「情報Ⅱ」との関連又は棲み分けを明確にすること。

ウ) 研修はじめに、ルーブリック（評価基準表）及び自己評価シートを作成し、受講生に対して評価方法や活用方法について説明をし、受講生ごとの学習目標・到達点達成度の見える化を図ること。また、受講前後におけるスキル変化や成果物を活用し、学習成果の可視化に努めること。

エ) 生成 AI をはじめとした最新の技術動向を踏まえたプログラムを組み入れること。

オ) コンソーシアムの受講生（宮崎大学生等）との連携について、プログラムに組み入れること。

カ) 「事業者コース」参加事業者等の訪問及び体験学習を実施し、市内事業者等における生成 AI をはじめとしたデジタル技術の活用事例や働く現場に触れる機会を設けることで、受講生の市内事業者等に対する興味・関心の醸成につなげること。

キ) 地域課題プロジェクトにチームで取り組む場合は、生成 AI を活用して地域の現状を分析し、地域の課題を発見、それに対する解決策を立案し、成果発表会において、課題解決に向けた提案を行うこと。

## II. 開催時間・回数

市内事業者が従業員等を参加させやすい、また、受講生が参加しやすい、曜日・時間を設定すること。開催方法や回数については、効果的な研修となるよう、以下のコマ数や時間の要件を基本として調整すること。

事業者コース：1コマ2時間程度×10コマ以上

求職者コース：1コマ6時間程度×50コマ以上

学生コース：1コマ90分程度×10コマ以上

※「必要に応じて補講やフリースクールを実施するなど、受講生のフォローアップに努めること。

※オンライン及びオフライン双方による相談対応体制の確保に努めること。

## III. 開催時期

令和8年10月から令和9年2月まで

※10月上旬（令和8年10月3日（土）を予定）に開講式、3月上旬に修了式を開催予定

## 4：活動報告・成果物

本業務に係る業務完了報告書（延岡市指定様式）に、以下の資料を添えて、業務完了後に速やかに提出すること。

- ・ 研修開催に係る活動報告書（電子データ及び紙媒体 1部ずつ）
- ・ プログラム構築にあたって、受講生や市内に対して実施したヒアリングやアンケートの回答の集計や分析結果を取りまとめた資料（本資料については、プログラム構築時に、電子データ及び紙媒体 1部ずつ、市に提出すること）
- ・ 業務を通じて得た成果やデジタル人材の育成・確保の取組を進めるうえでの今後の課題等、本業務全般に関する業務報告書（電子データ及び紙媒体 1部ずつ）
- ・ 成果発表会の記録動画（提出方法やデータ形式は、適宜市と協議し決定すること）
- ・ 委託業務に係る収支が確認できる書類（電子データ及び紙媒体 1部ずつ）

## 5：委託期間

業務委託契約締結の日から令和9年3月18日まで

## 6：委託業務に係る経費について

次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。

- (1) 会議等での食糧費（茶菓代を除く）
- (2) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く）
- (3) 設備等の設置又は改修に要する費用
- (4) 一般管理費や諸経費等の支出内容が明らかでない経費

## 7：その他の要件等

- (1) 受託者は、委託業務を円滑かつ適正に進めるため、市との打合せ及び協議を必要に応じてその都度行うこと。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た個人情報や事業者情報について、他に漏洩することなく適切に処理すること。
- (3) 受託者は、本業務において、市から貸与される資料及び受託者が収集した資料について、破損、紛失、盗難等の事故の無いよう適切に取り扱うこと。
- (4) 受託者が本業務の一部を再委託する場合には、事前に市に対して書面により再委託の内容、再委託先、再委託する業務の管理方法等の必要事項を報告し、承諾を得るものとする。
- (5) 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、延岡市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、複写、増刷等を行い公表できるものとする。
- (6) 受託者は、本業務終了後、市がデジタル人材育成の取組を進めるうえで、他社に本業務に関する引き継ぎを行う必要が生じた場合は、円滑な引き継ぎに努めるものとする。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、市と協議し指示を受けるものとする。